教　務　第６号
令和７年５月９日

プレハブ住宅コーディネーター資格
会員企業窓口担当者　各位

一般社団法人プレハブ建築協会
教育実施委員会
委員長　　澤村昌之

２０２５年度プレハブ住宅コーディネーター資格１回目更新講習会のご案内について

表題の講習会について下記の通りご案内申し上げます。

記

この講習は、既に「プレハブ住宅コーディネーター」として認定され、協会に登録されている者が、その資格を更新するためのものです。

また、本委員会では今年度の更新講習会よりｅラーニングを取り入れ、講習会受講期間内に自身の都合に合わせて受講する事が出来、また苦手な部分は繰り返し学習できる仕組みに改善しました。

なお、外部講師による特別講義（業界動向、他社活動の事例研究）を盛り込み、より知見の幅を広げていただける内容にしています。

ＰＨＣシステムの会員企業および販社・支社担当者にご登録されている窓口担当者様におかれましては、社内展開および受講対象者にＰＨＣシステムから各種案内メールを適宜送信して頂きます様お願い申し上げます。

以上

（一社）プレハブ建築協会 教務部（担当：松尾、新村、中島）
ＴＥＬ ０３（５２４４）５１９７（教務部直通）　メールアドレス kyomu@purekyo.or.jp

プレハブ住宅コーディネーター
Prefabricated Housing Coordinator

２０２５年度
プレハブ住宅コーディネーター資格
１回目更新講習会案内

（会員企業および販社・支社担当者用）

プレハブ住宅コーディネーター資格１回目更新講習会について

■更新講習会の概要

「プレハブ住宅コーディネーター資格更新講習会」は、すでに「プレハブ住宅コーディネーター」として認定され、協会に登録されている有資格者が、その資格を更新するためのものです。

本講習は WEB 形式で実施します。講義動画を視聴することで講義を受講したものとみなし、全ての講義動画を視聴完了された方は、受講修了となります。更新は、更新講習会の受講修了を条件としており、審査の上更新を認める者を「プレハブ住宅コーディネーター（以下「PHC」と記載）」として更新登録します。

■更新講習会の対象者

１回目の資格更新講習会の対象となるのは、資格取得から 4 年目～6 年目にあたる方です。具体的には、認定証の有効期限が以下の日付のいずれかである場合が対象です。

・2026 年 3 月 31 日
・2027 年 3 月 31 日
・2028 年 3 月 31 日

■更新講習会の概略スケジュール

手続き内容	開始日		終了日
受講対象者事前登録期間（販社支社または会員会社）	ご案内到着日	～	6 月 9 日(月)
受講者申請(申込)受付期間（受講者）	6 月 10 日(火)	～	7 月 9 日(水)
資格更新講習会受講期間（受講者）	7 月 22 日(火)	～	8 月 12 日(火)
合否判定会議			10 月中旬頃
合否結果のご連絡			10 月下旬頃

※各手続きには十分な期間を確保していますので、延長は予定しておりません。
※詳細は次ページ以降をご参照ください

一般社団法人
プレハブ建築協会
Japan Prefabricated Construction Suppliers and Manufacturers Association

講習会の講義受講の手続きフロー

日程	プレハブ建築協会	会員企業	販社・支社	更新対象者（受講者）
準備期間 ～6/9(月) (1mo.)	更新対象者事前登録のお願い	(No.43,44) 更新対象者事前登録開始のお願い	新規講習会の受講対象者を登録 ～6/9(月) (No.55) 更新対象者事前アナウンス	
受講申請 （申込） 6/10(火)～ 7/9(水) （1mo.）	更新申請開始の案内メール	(No.45,46) 更新申請開始の案内メール	(No.56,57) 更新申請開始の案内メール	PHCシステム受講者マイページより受講申請(申込) 6/10(火)～7/9(水)
講義受講 7/22(火)～ 8/12(火) (3wk.)	1回目更新　受講開始の案内			講習会(WEB)受講 7/22(火)～8/12(火)
合否通知 10/下旬	合否結果のお知らせ （会員企業、販社・支社にも送信）			合否確認 ⇩ 認定証 ダウンロード （合格者のみ）

※【重要】表中の赤字の番号は、会員企業および販社・支社の担当者がPHCシステムから送信する案内およびリマインドメールの通し番号です。これらのメール送信を怠ると、受講者に必要な案内情報、URL、ID/パスワードが届かず、更新講習の受講ができなくなりますのでご注意ください。

更新講習会の申込について

※PHCシステムの操作マニュアルは、PHCシステムにログイン後トップページのヘルプから、会員企業、販社・支社、更新対象者（受講者）の各々に応じたものがダウンロードできます。手続きの詳細は操作マニュアルをご参照ください。

※現在、受講システムを大幅に見直しているため、受講者用操作マニュアルの「講習会の受講」は旧システムの内容です。後述4項もご確認ください。

1．受講対象者事前登録（～6/9迄）

・会員企業担当者から販社支社担当者宛に「更新対象者事前登録のお願い」メール到着後、6月9日(月)迄に、販社支社担当者はPHCシステム上で受講対象者（更新対象者）の登録をしてください。

2．受講申請（申込）(6/10～7/9)

・会員企業担当者から販社支社担当者宛に「更新申請開始の案内」メール到着後、販社・支社担当者から受講者へ「更新申請開始の案内」メールを送信してください。また、7月9日(水)迄に更新対象者の受講申請（申込）が完了するよう、申請状況のチェックと促進をおこなってください。

・更新対象者（受講者）の方は、販社・支社担当者から送信された「更新申請開始の案内」メールに記載のURL、ID/パスワードで「PHCシステムの受講者マイページ」にログインし、受講申請(申込)をしてください。

重要：受講対象者事前登録時、または受講申請時に、氏名の漢字の旧字体や外字はシステムエラーの原因となるため、新字体に修正してご記入をお願い致します。

3．プレハブ住宅コーディネーター教育テキスト

・初回の資格取得から約５年が経過しています。最新版テキストを、各種制度等の更新確認や日常業務の参考資料としてご活用ください。

・最新版は第 17 版 2025/4/1 発行となります。本版より印刷物から Web で閲覧できるデジタル形式（電子版）に変更しました。PC、タブレット、スマホで閲覧でき、外出先でも手軽に閲覧・検索できるため効率よく活用できます。本案内末尾の利用規約も必ずご確認ください。

・PHC 教育テキストは、受講申請（申込）締切り後、PHC システムの受講者マイページの教育テキストから閲覧できるようになります。

4．講義受講（7/22～8/12）

・本講習は WEB 形式で実施し、全ての講義動画を視聴完了すると、受講修了となります。

・昨年まで多く寄せられていた操作性に関する改善要望を受け、受講システムの大幅な見直しを進めています。講義は分割受講が可能となり、日常業務のスキマ時間を活用して自由に受講できるようになります。新システムの操作マニュアル等は７月上旬頃に改めてご案内いたします。

・講義内容は以下の内容と時間を予定しています。

講義Ⅰ (20 分)	プレハブ建築協会 について	・プレハブ建築協会の概要　　　・プレハブ建築協会の役割 ・プレハブ建築協会の災害時における応急仮設住宅の供給 ・住宅部会の取り組み ・新設住宅着工戸数とプレハブ住宅着工戸数の推移等 ・２０２３年度（令和５年度）住宅性能表示制度の利用状況 ・２０２３年度（令和５年度）長期優良住宅の認定状況 ・プレハブ住宅コーディネーター資格認定制度の概要 ・２０２４年「信頼される住まいづくり」アンケート調査結果
講義Ⅱ (40 分)	住宅業界を取り巻く 環境について	・住宅業界を取り巻く環境　　　・地球温暖化対策に関する動向 ・脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方・進め方の概要 ・地球温暖化対策計画の改訂　　・住宅関連政策及び関連法等の改正・見直し ・新たな住生活基本計画の概要　・長期優良住宅法の改正 ・長期優良住宅認定基準の概要　・建築物省エネ法の改正 ・住宅性能表示制度の見直し　　・建築基準法の改正 ・住宅省エネ２０２５キャンペーン ・２０２５年度（令和７年度）ＺＥＨ支援事業 ・省エネ住宅と健康 ・２０２５年度（令和７年度）の主な住宅関連税制の改正
特別講義 (60 分)	外部講師による 特別講義	・集客活動の事例研究 ・他社構法・ビジネスモデルの事例研究 ・業界トレンドと市場動向の俯瞰　　　　をキーワードに講師に依頼

・受講修了後、アンケートへのご協力をお願いします。全ての受講者の皆様のご協力を前提として運用しています。今後の改善に活かしますので是非ご協力ください。

5．合否通知（更新後の認定証の交付）

・10 月下旬頃に合否結果のご連絡をメールでお送りします。

・認定証は、従前の認定証カードを廃止し、認定証データの交付としています。更新が認定された方は受講者マイページの「認定証」ボタンから PDF の認定証データがダウンロードできます。タブレットやスマホに保存し、PHC 有資格者であることをお客様に提示してください。

6．申請料

・受　講　者：１３，２００円/人（登録料、消費税含む）。

・再受講者：１１，０００円/人（登録料、消費税含む）。

※受講申請（申込）締め切りの後に会員会社あてに請求書を発行します

※再受講者は、昨年度受講申請をしたが更新認定されなかった方

＜お問い合わせ＞
一般社団法人プレハブ建築協会　教務部（担当：松尾・新村・中島）
TEL　03（5244）5197（教務部直通）　E-mail：kyomu@purekyo.or.jp

プレハブ住宅コーディネーター教育テキスト電子版利用規約

第１条（同意）

利用者は本規約の全条件に同意し、一般社団法人 プレハブ建築協会（以下「当協会」という）が提供するプレハブ住宅コーディネーター（以下「PHC」という）の教育テキスト電子版（以下「本テキスト」という）を利用します。

第２条（利用資格）

本テキストは、以下のいずれかに該当する者のみ、利用資格取得時の版を利用できます。

1. PHC 資格認定講習（新規講習および１回目更新講習）の申込が確定した受講者。
2. ２回目以降更新申請で本テキストの購入希望を含めて申込が確定した PHC 資格保有者。
3. 会員会社が購入した本テキストの交付を受けた社員。

第３条（ID およびパスワードの管理）

1. 当協会は、利用者１名につき１つの ID およびパスワードを発行します。
2. 利用者は、ID およびパスワードを適切に管理し、他人に貸与、譲渡、または共有してはなりません。
3. ID およびパスワードの管理不備による損害は、利用者と所属する会員会社が連帯して賠償します。

第４条（利用の範囲）

本テキストは、WEB ブラウザを介して画面上に表示して使用します。利用に伴う通信費用は利用者の負担とします。

第５条（利用端末の制限）

1. 利用者は、本テキストを端末３台までで利用できます。
2. ４台以上の端末で利用した場合は不正利用とみなし、当協会はその利用台数に応じた費用を会員会社に請求します。

第６条（利用期限）

1. 第２条１項および２項の利用者は、会員会社の社員資格を有する期間のみ利用できます。
2. 第２条３項の利用者は、会員会社が本テキストを購入した年度の翌年度の３月 31 日まで本テキストを利用できます。

第７条（免責条項）

本テキストは教育目的で提供されており、商談結果について当協会は一切の責任を負いません。

第８条（禁止事項）

利用者は以下の行為をしてはいけません。違反した場合、当協会が負担する損害を利用者と所属する会員会社が連帯して賠償します。

1. ダウンロード、印刷、またはそれに類する行為、および WEB ブラウザのコード改ざん。
2. 本テキストの複製、改変、逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリング。
3. 第三者への再配布、再販売。
4. その他、正当な利用を超える行為。

第９条（規約の変更）

当協会は、本規約を必要に応じて変更することがあります。変更後の規約は、当協会ウェブサイトに掲示された時点で効力を生じます。

以上

2025/2/12 制定、2025/4/1 適用